

令和 2 年 4 月 7 日  
豊島区子ども家庭部保育課

保護者の皆様へ

## 「緊急事態宣言」が出された場合の臨時休園のお知らせ

平素より本区の保育事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、国においては、新型コロナウイルスの感染拡大に備える改正特別措置法に基づく緊急事態宣言を、本日発出する方針が示されております。

緊急事態宣言が出された場合、区内の保育園においては感染拡大防止の観点から、下記のとおり臨時休園とする予定ですので、事前にお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 臨時休園の開始日

**令和 2 年 4 月 10 日（金）から**

※臨時休園は、緊急事態宣言の期間までです。

なお、世帯全員が医療従事者、警察、消防その他社会の機能維持に必要な職種等に限り、代替措置として応急保育（区立保育園 19 園で午前 9 時から午後 5 時まで。お弁当・水筒持参）を実施する予定です。

応急保育が必要な世帯については、4 月 8 日（水）までに在籍園にお申し出ください。申込書の記入等が必要となります。

#### 2. 保育料について

臨時休園の期間の欠席について、保育料は日割り計算といたします。

手続き等詳細は 4 月下旬以降、区のホームページでご案内いたします。

※ 新型コロナウイルス感染症に関する保育園の対応は、区ホームページに随時掲載していますので、ご覧ください。

#### 【お問合せ先】

豊島区子ども家庭部保育課

区立保育園について	…公立運営グループ	03-3981-2028
私立保育園について	…私立保育所グループ	03-3981-1823
地域型保育事業について	…地域型保育事業グループ	03-3981-1961
保育料について	…入園グループ	03-3981-2140